

京都市告示第4 4 1 号

土壤汚染対策法第1 1 条第1 項の規定に基づき、平成3 0 年5 月2 3 日付け京都市告示第1 1 4 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第1 1 条第2 項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和4 年1 1 月8 日

京都市長 門 川 大 作

1 土地の所在地

京都市南区吉祥院石原東之口町3 番1、3 番2 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第3 1 条第1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（掘削除去）

(環境政策局環境企画部環境指導課)